

業務仕様書

- 1 事業名称 特定健診受診率向上事業委託（受診勧奨）
- 2 委託期間 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
- 3 委託目的 本業務は、成田市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき行うものである。年度末年齢40歳から74歳までの特定健診対象者のうち、特定健診未受診者等に対して、データ分析に基づき、対象者の特性に合わせた勧奨資材を送付することで効果的に受診を促し、特定健診の受診率向上を図ることを目的とする。

4 仕様

(1) データ分析業務

- ア データ分析を可能にするためのデータ加工業務
データファイルを統合し、欠損している値に関してはそれを埋めるなど、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。
- イ 受診勧奨すべき対象者の特定業務
データ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値（受診確率）を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。
- ウ 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務
イにより特定した対象者について、健康意識等のデータを分析し、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類する。
- エ 受診勧奨対象者の決定業務
対象者の健診受診の予測値（受診確率）及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、受診勧奨すべき対象者を特定し、受診勧奨対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。
- オ 分析データの納品
当該年度の健診対象者の分析結果をCSV（EXCEL）データとしてまとめ、発注者に納品する。

(2) 使用するデータ

- ① 特定健診結果等情報作成抽出（保健指導情報）ファイル_FKAC165
- ② 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報（横展開））ファイル_FKAC167
- ③ 特定健診結果等情報作成抽出（受診券情報）ファイル_FKAC161

- ④ 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル_TKAC012
- ⑤ 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル_FKAC841
- ⑥ 特定健診・特定保健指導実施結果状況表（健診結果情報）ファイル_TKCA003
- ⑦ 印字用宛名データ（外字についてはUNI コード変換・常用漢字提供可）
- ⑧ 被保険者管理台帳_P26_006（国保データベース（KDB）システムから抽出）
- ⑨ 宛名の住所に係るファイル（UNI コード変換）
- ⑩ その他（健診除外対象者データ、校正情報等、その他分析に必要となるデータ）

なお、使用するデータは委託者が準備する。ただし、発注者と受注者との協議により、受注者が一部もしくはすべてのデータを準備することが可能な場合には、その限りではないとする。

(3) 勸奨資材の印刷及び発送

データ分析を元に、次により受診勸奨を実施する。

ア 対象者

分析により全健診対象者の中から特定した受診勸奨効果が高いと思われる受診勸奨すべき対象者のうち、発注者が合意した者。

イ 対象人数

約17,000名(予定)

ウ 実施時期

令和5年9月下旬から10月上旬予定

エ 通知物の印刷

通知物の印刷は、全て受注者が実施する。

オ 印刷物の内容

印刷物の内容については、対象者の過去の健診受診状況・健康に対する意識を分析し、対象にあった個別具体的な通知の内容とすること

カ 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては発注者の意向により漢字またはカナ印字にて行う。

キ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、事前に発注者に校正の確認を3回実施する。

ク 受診勸奨対象者の最終決定及び通知物の発送

発注者の健診除外対象者となる情報等（使用するデータのうち健診除外対象者データ）を基に、最終的な受診勸奨対象者に発送を行う。

除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。

ケ サンプル納品

通知物発送後速やかに、発注者に対し各5部のサンプルを納品する。

(4) 受診勧奨結果報告業務

受注者は、当該年度4月から2月中旬時点の特定健診等データ管理システムにおける参加保険者の受診者データ等を分析・検証の上、報告書を作成し、当該年度の3月末日までに発注者に提出する。なお、報告書には、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・各対象者（グループ）毎の受診率を年間及び月別の集計を含む。）について効果検証を実施した結果も記載する。効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、発注者の依頼がある場合には提案を行う。

(5) 個人情報の保護

本業務で得られた個人情報について、別記1「個人情報取扱特記事項」に基づき適正に取り扱うものとする。

(6) その他特記事項

- ア 通知物が宛先不明等の理由から不着として返送された場合、委託業務完了後に原則廃棄を行う。
- イ 正確に速やかな業務を実施するために、データ入力、データ管理ができること
- ウ データの受取り、保管、取扱方法等は、個人情報保護を徹底すること。データの提供方法については、発注者と受注者が協議の上、決定することとするが、受注者がLGWANで提供できる場合には、LGWANを通じて提供するものとする。
- エ 照会、点検結果報告書等について、データの複写および複製を行わないこと。
- オ 紙、電子媒体は発注者へ返却すること。
- カ 電子データはパスワードによる保護をかけること。
- キ 各様式は、発注者と受注者が協議の上、決定すること。
- ク 受注者は、責任者、管理体制、連絡体制を提示すること。
- ケ 受注者は、発注者から連絡を受けた際、原則、即座に連絡が取れ、遅くとも翌営業日に発注者と連絡がとれること。
- コ 受注者は、契約締結後に令和元年度から令和3年度までに実施した市区町村発注の特定健康診査受診勧奨業務について、その業務請負前年度と比べて、受診率（法定報告値）が6%以上上昇していること。また、その実績を証明する自治体との契約書の写しを発注者へ提出すること。書式については任意とする。
- サ 仕様書に定めのない事項及び解釈、実施上の疑義等については、発注者と受注者が協議の上決定する。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(機密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を機密として管理するものとし、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

第3 受注者は、その業務に従事するものに対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関する必要な事項を周知しなければならない。

(漏えい、き損、滅失及び改ざんの防止)

第4 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、き損、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者はこの契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、当該業務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から貸与された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者はこの契約による業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後、その他の理由により個人情報が不要になったときは、直ちに発注者に返還し、又は発注者の指示に従って処理するものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受注者はこの個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 発注者は受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。